

議案第 130 号

前橋市総合教育プラザの設置及び管理に関する条例の改正について

令和 4 年 1 1 月 2 9 日提出

前橋市長 山 本 龍

前橋市総合教育プラザの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例

前橋市総合教育プラザの設置及び管理に関する条例（平成 9 年前橋市条例第 11 号）の一部を次のように改正する。

第 3 条第 1 号から第 6 号までを次のように改める。

- (1) 教育に関する専門的、技術的な調査研究に関すること。
- (2) 教育関係職員の研修に関すること。
- (3) 教育に関する情報及び資料の収集、作成、提供及び活用に関すること。
- (4) 教育相談に関すること。
- (5) いじめ対策に関すること。
- (6) 特別支援教育に関すること。

附 則

この条例は、令和 5 年 4 月 1 日から施行する。